

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 労働組合 | 選挙活動 | 違反をしない選挙活動を行うために 1 選挙運動の三要素とは

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

[▶ キーワード検索はこちら](#)

違反をしない選挙活動を行うために 1 選挙運動の三要素とは

違反をしない選挙活動を行うには、選挙活動とは何か、何をすることが選挙活動となるのか。・・・このことをしっかり掴まなければなりません。

公職選挙法や選挙関係の法律には、選挙活動（運動）の定義の規定はありません。しかし、昭和38年最高裁で、選挙活動の定義が法的に確定しました。

その内容が

1. 特定の議員選挙において
2. 特定の議員候補者を当選させるために
3. 選挙人に働きかける、行為である。

ということです。

したがって、選挙活動とは、この三要素がすべてそろった状態を言います。

選挙運動の三要素・選挙活動とは

1. 特定の議員選挙において
2. 特定の候補者を当選させるために
3. 選挙人に働きかける（投票依頼）・全ての行為である。

これが選挙活動の「法定義」です。

ということは、この三つの要素のどれか一つでも欠けた行為は「選挙活動」ではないということです。

三つそろって「選挙活動」 → この選挙活動の定義をしっかり理解しましょう。

選挙活動の三要素の理解が一番重要です。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**